

事務連絡
令和3年12月6日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

フルオロキノロン系等製剤に係る調査等について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物医薬品検査所企画連絡室長からの事務連絡がありましたので、お知らせします。

以上

事務連絡
令和3年12月6日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長

フルオロキノロン系等製剤に係る調査等について

動物用抗菌性物質のうち、フルオロキノロン系合成抗菌剤及び第3世代以降のセファロsporin系の抗生物質を有効成分とする製剤並びに人の医療上極めて重要視される抗菌性物質を有効成分とする製剤であってそれらと同様の取扱いが必要と判断されるもの（以下「フルオロキノロン系等製剤」という。）に関する薬剤感受性の調査等の実施、報告時期等の詳細については、「フルオロキノロン系等製剤に係る調査等について」（平成27年1月15日付け26動薬第3234号農林水産省動物医薬品検査所長通知。以下「所長通知」という。）によりお知らせしていたところです。

今般、フルオロキノロン系等製剤の調査等の取扱いのうち、調査の対象となる公衆衛生に係る菌種に関する取扱い及び今後の電子申請に向けた報告様式について、下記のとおりとしますので、貴会会員へのご周知方よろしく申し上げます。

なお、本見直しは、令和4年度の調査から適用します。

記

1 所長通知の1の(2)の調査の対象となる菌種について

これまでの本調査の結果及び細菌の本来の性状などを考慮し、公衆衛生に係る菌種のうち、セフトフル製剤、セフォベシン製剤、セフポドキシム製剤及びコリスチン製剤における腸球菌並びにセフトフル製剤におけるカンピロバクターについては、調査の対象から除外してもよいこととします。

2 所長通知の1の(5)の別紙様式について

本調査の報告書については、現行の提出方法に加え、令和4年度から「農林水産省共通申請サービス」（以下、「eMAFF」という。）による電子的な提出が可能となる予定です。そのため、令和4年度分の報告書から、現行の別紙様式については、以下のとおり運用の変更をいたします。

- (1) eMAFFで報告書を提出する場合は、所長通知の別紙様式として定めている報告書の提出は不要です。必要な事項は、すべて、eMAFFの提出画面上

に直接入力し、報告願います。

- (2) また、現在、所長通知の別紙様式と共に提出いただいている「4 供給実績」及び「5 薬剤感受性調査結果概要」については、別表を作成しましたので、これに入力して提出願います（別表1、2）。その際、

①eMAFF で報告書を提出する場合は、提出画面上にアップロードしてください。

②いままでどおり R4 年度以降も紙で報告書を提出する場合は、別表1、2の電子ファイルを以下のメールアドレス宛に送信してください。

送信先メールアドレス：nval-shidouka@maff.go.jp

- (3) 別表1、2の様式については、当所 HP の下記 URL に掲載された「フルオロキノロン系等製剤に係る調査等に関する報告書」の様式のエクセルファイルにまとめましたので、ご参照ください。

http://www.maff.go.jp/nval/sinsei/youshiki_2021/index.html

- (4) また、各成分の略号については、当所ホームページの「動物用抗菌性物質製剤のリスク管理措置」にある「第二次選択薬のリスト」をご参照ください。

http://www.maff.go.jp/nval/yakuzai/yakuzai_p4.html